

計画に対する意見とその対応について（意見公募により市民から提出された意見）

	頁	該当編・章	意見要旨	対応内容	意見提出機関等名
1	7	第1編 第4章 1	文字の欠落 1．位置・地形 「本市は、・・・面 <u>し</u> いる。」 を「本市は、・・・面 <u>して</u> いる。」 に修正。	意見のとおり修正する。 修正内容 7P 1．位置・地形 「本市は、・・・面 <u>して</u> いる。」	市民（意見公募）
2	35 他	第2編 第2章 第6 他	市の区域外への避難手段として、鉄度、バス、自家用車両、船舶、ヘリコプター等々、地域特性を考慮された想定が講じられている。 しかし、公共交通機関の鉄道、バスの運行時間外の利用は困難であり、避難マニュアル策定時において、本件について関係機関との綿密な調整並びに研究、検討の余地があるものと思料する。 また、個々の避難手段について、あらゆる可能性、受容性、適合性を考察し、「P17 体制判断基準」の表のように表をもって(できれば優先順位を付す)示す等の対策が望ましいと	意見に対する市の考え 市は、避難マニュアルの策定にあたっては、県及び運送事業者である指定公共機関等(鉄道、バス、トラック等)と十分に協議を行う。 なお、意見を踏まえ、平素からの市と運送事業者の連携体制の整備について記述するとともに、個々の運送手段についての一般的特性や運送手段選定にあたっての留意事項を、表形式にて記述する。 修正内容 35Pに4．「運送事業者の運送力・輸送施設の把握等」の次に、「 <u>5．運送事業者との連携体制の整備等</u> 」として追加する 4．運送事業者の運送力・輸送施設の把握等 ～略～ <u>5．運送事業者との連携体制の整備等</u> 市は、 <u>県と連携し、公共交通機関の運行時間外においても迅速に避難住民等の運送が実施できるよう、運送事業者である指定公共機関等と、平素から連携体制の整備に努める。</u> <u>なお、避難の際の運送手段は、県が事態の状況に応じて運送事業者と調整し、市に通知される。各運送手段の一般的な特性等は次表のとおり。</u>	市民（意見公募）

		考える。		<u>特 性</u>	<u>選定における留意事項</u>
			<u>道路()</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の変化に即応できる可能性がある ・交通の集中する道路では、渋滞が発生 ・武力攻撃に対して脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル等の警戒・ 応急復旧 ・道路規制の的確な実施
			<u>鉄道(JR 内房線)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した大きな運送力 ・長距離の運送に適している ・移動が線路に限られる ・鉄道施設の損傷により運行に影響が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の警戒や応急復旧 ・運行不能の場合の代替手段 の確保措置
			<u>海路(関 係機関等 船舶)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・低速だが、長距離で大きな運送力 ・気象の影響を受ける ・港湾施設の能力に制約される ・攻撃目標になった場合危険を伴う 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上の安全確保について、 関係機関との十分な協議が必要 ・港湾施設の警戒・応急復旧
			<u>空路(関 係機関等 ヘリコプ ター)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高速で長距離の運送が可能 ・孤立地域にアクセス可能 ・気象の影響を受ける ・運送量が制約される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター発着場の確保 ・天候や地形に留意
<p>6. <u>ヘリコプター発着場</u></p> <p>7. <u>避難施設の指定への協力</u> ~ 略 ~</p> <p>8. <u>生活関連等施設の把握等</u> ~ 略 ~</p>					